

## 生活保護基準引き下げ違憲 北陸で初の提訴

石川県金沢市に住む50〜70代の男性4人が15日、生活保護基準の引き下げは違憲だとし、国と同市に取り消しを求める訴訟を金沢地方裁判所に起こしました。弁護団事務局に



提訴後に記者会見を開き、裁判への決意を語る原告と弁護団＝15日、石川県金沢市

よると、全国8地裁目で、北陸では初の提訴。

原告らは、基準引き下げ撤回を求めて県に審査請求しましたが、

いずれも却下されました。裁判では、引き下げ処分をした市に対して処分を取り消し、国に対し1人25万円の慰謝料を求めています。

弁護団事務局長の徳

田隆裕弁護士は記者会見で、「保護基準引き下げの根拠とされた物価指数は、電化製品の物価下落を過大に評価するなど、保護世帯の消費実態とかけ離れている」と指摘。憲法25条が定める理念を掲げ、訴訟をたたかうと述べました。

原告の70代の男性は、「基準の引き下げは、最低賃金などで社会全体へ波及する。それを止めるためにもたたかいたい」と表明。60代の男性は「もともと生きていくぎりぎりの基準が下がり、このままではやっていけない。何としても撤回させたい」と訴えました。